

請 願 審 査 資 料

8年請願第1号
南地域交流センターへの児童館の設置について

令和8年7月28日

こども未来局

1. 請願事項

8年請願第1号 南地域交流センターへの児童館の設置について

(請願者:南地域交流センターに児童館設置を求める会 代表 XXXXXXXXXX 外 3,401 人)

福岡市南区屋形原一丁目の若久池を埋め立てて建設が決まっている南地域交流センターに、専門職員のいる児童館を造ること。

2. 南地域交流センター(仮称)の概要

南区西南部地域に区単位の行政サービスを補完する施設として、新たな「地域交流センター」を整備する計画である。

なお、整備予定地は南区屋形原一丁目に所在する「若久池」を造成し、活用するものである。

【南地域交流センター(仮称)整備予定地の概要】

所在地	南区屋形原一丁目(若久池)	
敷地面積	約2ha	
地目	ため池	
所有者	福岡市	
用途地域等	・第二種住居地域 (建ぺい率 60 %、容積率 200%) ・第一種低層住居専用地域、 戸建住環境形成地区 (建ぺい率 40%、容積率 60%)	

3. 請願に対する福岡市の考え方

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、児童の心身ともに健やかな育成を図ることを目的とする施設である。

福岡市では、児童館機能を有する中央児童会館「あいくる」を中央区今泉に設置し、館内で常設の「遊び・体験・交流の場」を提供するほか、クラブ活動や親子遊び、季節のイベントなど様々な催しを実施している。そのほか、館外においても、子育て支援活動として地域の子育てボランティアを対象とした講座を実施するとともに、公民館や各区の体育館、地域交流センターなどに出向いて遊びを提供するアウトリーチ活動に積極的に取り組むなど、地域や関係機関と連携した活動を行っている。

これまで、市内各所の子どもプラザの開設、保育園の園庭開放、公民館における子どもの健全育成関連事業の実施、小学校におけるわいわい広場や昼間校庭開放など、様々な空間や場所を活用し、子どもの遊びや活動の場を確保するほか、地域や団体と連携しながら、子どもたちの発達段階に応じた取組みを身近な地域において展開している。

引き続き、これらの事業に取り組むとともに、令和8年度は子どもプラザを増設するほか、小学生を対象に学校内で行う放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業をモデル実施するなど、地域全体で子どもを見守り育む各種施策のより一層の充実に取り組み、子どもたちの健やかな成長を支援していく。

<参考1> 福岡市立中央児童会館の概要

- 1 根拠法令 児童福祉法、福岡市立児童館条例
- 2 目的 児童の心身ともに健やかな育成を図る。
- 3 所在地 福岡市中央区今泉一丁目19番22号
- 4 設置日 昭和45年1月20日
- 5 対象者 おおむね18歳未満の児童及びその保護者等
- 6 利用時間 午前9時から午後9時まで
(子どもプラザ、一時預かり室の利用は午後6時まで)
- 7 休館日 毎週月曜日(国民の祝日の場合はその翌日)
毎月月末(日曜日又は国民の祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月28日から1月3日まで)
- 8 管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入
平成26～27年度 現地建替えのため一時休館
平成28年度 新施設供用開始
- 9 施設の概要 構造 鉄骨造 地上8階(7階及び屋上)のうち、5～7階
及び屋上の一部
5階 子どもプラザ、一時預かり室、児童体育室、事務室
6階 交流スペース、事務室等
7階 集会室、多目的ルーム、音楽室、工芸室、学習室
屋上 屋上広場
面積 専有延床面積 約1,980㎡(屋上含む。)
- 10 事業内容
 - (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
 - (2) 健全な遊びを通し、児童の集団的、個別的指導を行うこと。
 - (3) 児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
 - (4) 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ、その活動を推進すること。
 - (5) その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

11 利用状況

(単位:人)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	引率	保護者	その他	諸室の専用 利用	合計
R6	40,732	20,385	7,289	12,963	278	43,160	313	12,799	137,919
R7	40,677	21,068	7,182	15,501	421	43,733	265	14,182	143,029

<参考2> 地域における子どもの遊びや活動の場に関する主な取組み(R8.4.1 時点)

○中央児童会館「あいくる」の館外活動

出前児童館などの館外活動として、公民館や各区の体育館、地域交流センター等に出向き、乳幼児親子や小中学生など、子どもたちの発達段階に応じた遊びのプログラムを提供。

※延べ利用者数(実施回数):令和6年度 5,716 人(127 回)、7年度 6,749 人(136 回)

○子どもプラザ(14 箇所)

乳幼児親子がいつでも自由に利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる常設の遊び場として、また、地域の子育て活動を支援する拠点として、民間ビル、商業施設など、様々な施設を活用して開設。

※延べ利用者数:令和6年度 346,319 人、7年度 354,878 人

○子育て交流サロン(152 箇所)

地域の見守りのもと、公民館等を活用して乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援。

※延べ利用者数:令和6年度 47,834 人、7年度 44,988 人

○保育園等の園庭開放(197 箇所)

地域の子育て世帯における親子の遊び場及び保育園児との交流の場を提供するために、保育園等の園庭を開放。

○わいわい広場(146 箇所)

小学校施設を活用し、放課後などに、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会を提供。

※延べ利用者数:令和6年度 391,237 人、7年度 413,478 人

○放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業(7校)

小学生を対象に、放課後の学校の中で、体験活動や屋内外の遊び等の自由な過ごし方を選べる居場所を提供。

※延べ参加者数:令和7年10月から令和8年3月まで 2,737人(体験活動のみ3校)

○昼間校庭開放(139 箇所)

土・日曜日等の学校休業日の昼間に、小学校の校庭を子どもの安全な遊び場として開放。

※延べ利用者数:令和6年度 220,294 人、7年度 237,861 人

○公民館(150 箇所)

生涯学習の推進と地域コミュニティ活動の支援のため、小学校区ごとに設置。

各館において、子どもの健全育成関連事業を実施しているほか、児童等集会室は、児童図書の貸出しや読み聞かせの場として活用されている。

※子どもの健全育成関連事業の延べ利用者数：令和6年度 67,382 人、7年度 72,856 人

○中高生の居場所(39 箇所)

中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことのできる「フリースペース hub」を運営するほか、地域で「若者の居場所」を開設・運営する団体への支援を行う。

※延べ利用者数：令和6年度 6,470 人、7年度 11,046 人

○地域子ども育成事業

地域における子ども育成活動に対し、研修講師や遊びの達人を派遣するほか、子どもたちが自主的に企画・実施する行事や活動に対し助成を行う。

※研修講師派遣事業実施件数： 令和6年度 39 件、7年度 38 件

※遊びの達人派遣事業実施件数： 令和6年度 84 件、7年度 83 件

※子どもの夢応援事業補助金交付件数： 令和6年度 30 件、7年度 37 件

<参考3> 子どもの居場所関連施策

0～2 歳児	3～5 歳児	小学生	中学・高校生
保育園、幼稚園など 誰でも通園		小学校	中学校、高校
子どもプラザ		放課後児童クラブ	中高生の居場所
子育て交流サロン(公民館等)		放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業	
保育園等の園庭開放／昼間校庭開放			
公民館(子どもの健全育成関連事業)／地域子ども育成事業			
中央児童会館「あいくる」			